

会議の名称	令和元年第12回本庄市農業委員会総会	
開催日時	令和元年12月25日(水)	午後3時から 午後5時まで
開催場所	本庄市役所 大会議室	
出・欠席者	別紙のとおり	
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 (1) 第53号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第54号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第55号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年) (4) 第56号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間) (5) 第57号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (6) 第58号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (7) 第59号議案 別段の面積について (8) 第60号議案 非農地証明について (9) 報告第56号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について (10) 報告第57号 農地法第3条の3の規定による届出について (11) 報告第58号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (12) 報告第59号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (13) 報告第60号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (14) 報告第61号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会	

配付資料	<p>1 令和元年第12回本庄市農業委員会総会議事日程</p> <p>2 令和元年第12回本庄市農業委員会総会議案</p> <p>3 令和元年第12回総会事務局連絡事項</p>
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。ただ今から令和元年第12回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。今年もあと1週間となりました。皆さまのおかげで、無事に今年最後の総会を迎えることができました。ありがとうございました。本日もたくさんの案件がありますがよろしくお願いします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。本日、永尾委員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員44名中43名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は14番清水茂則委員及び15番吉田委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案8件及び報告6件であります。</p> <p>まず、第53号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第53号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第53号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めますのでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページ及び3ページをご覧ください。申請件数は、6件となります。その内訳は、交換による所有権移転2件、贈与による所有権移転1件、売買による所有権移転1件、賃貸借による使用収益権、地上権の設定2件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50アール以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1についてですが、次の整理番号2とで、受人と渡人との間で、農地の交換案件となりますので、整理番号1及び2を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1及び整理番号2を一括で説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆と畑2筆を交換するもので、面積はそれぞれ記載のとおりです。</p> <p>交換による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、</p>

	<p>吉田委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページ及び5ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1及び2について、吉田委員の報告をお願いいたします。
吉田委員	<p>15番吉田が報告させていただきます。12月22日、鈴木良美推進委員と聞き取り及び現地確認をしました。3-1、3-2は交換による所有権移転となります。4ページ、3-1の地図と5ページ、3-2の地図をご覧ください。3-1については、申請地は受人の自宅のすぐ東に位置しております。以前から、交換して耕作していただきたいのですが、相続の関係で委員会を通していなかったということです。3-1、3-2の受人について、経営農地、農機具を確認したところ、農業経営を充分行えることを確認しました。3-2の受人については、1か所、しばらく手をいれていない場所がありましたが、ちょうど手を入れている最中でした。問題ないかと思ひます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号1及び2について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1及び2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号1及び2については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の田4筆及び児玉町小平地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、田端会長及び福田委員でございます。なお、申請地位置図は、6ページ及び7ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、間正委員につきましては、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p>

	<p>(退席後)</p> <p>整理番号3について、まずは、私から報告させていただきます。</p> <p>6ページの3-3-1については、私が耕作をしている場所から近いので、よく分かるのですが、受人は耕作や管理をきちんととしており、まったく問題ないと思います。</p> <p>次に、福田委員の報告をお願いいたします。</p>
福田委員	<p>16番福田が報告します。12月21日、清水文夫推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。7ページ、3-3-2の地図をご覧ください。申請地は、渡人宅と隣接しております。渡人、受人は親子関係です。渡人は、何年か前に体調を崩しましたが、一緒に作業を手伝ってくれた受人に、自分の意識がはっきりしているうちに贈与したいということです。経営農地、農機具を確認したところ、農業経営を充分行えることを確認しました。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>事務局に申し上げます。間正委員の復席をお願いいたします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、宮戸地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、前原委員でございます。なお、申請地位置図は、8ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、前原委員の報告をお願いいたします。</p>
前原委員	<p>3番前原から報告します。12月21日、久米推進委員と受人から聞き取りを行い、所有農地の確認をしました。</p> <p>申請事由は売買となります。申請地は、受人の家のすぐ南に位置し、形状もよく、農地の利用効率もよくなると思います。受人の状況についてですが、</p>

	<p>耕作は本人が行っていきまして、農業従事日数は150日です。農機具はトラクター1台、耕運機1台、管理機1台、軽トラ1台を所有しております。受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号5についてですが、次の整理番号6と渡人、申請事由及び権利区分が同一であり、申請地についても隣接していることから、整理番号5及び6を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>整理番号5及び整理番号6を一括で説明いたしますので、3ページをご覧ください。まず、概略を説明いたします。この3条許可申請と後ほど第58号議案において説明いたします5条許可申請の整理番号10及び整理番号11の一時転用許可と同時に当該権利を設定する案件となっています。これらの許可申請は、3ページの整理番号5及び6の渡人所有の児玉町飯倉地内の田1筆及び畑4筆に、記載のとおり面積において、支柱を立てて、その上部に太陽光パネルを設置し、売電事業を展開しながら、パネルの下部で営農を続ける営農型太陽光発電事業の許可申請でございます。</p> <p>支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備の設置については、設置者と営農者が異なる場合には、農地法第3条第1項の地上権設定の許可の取扱いは、農林水産省農村振興局長通知によりまして、5条許可がされない場合は、3条許可は行わないこととされ、5条の支柱に係る一時転用許可と同日付けで3条許可を行うこととされております。</p> <p>この整理番号5及び6ですが、太陽光パネルを設置するための賃貸借による地上権の使用収益権設定でございます。受人の住所氏名はそれぞれ記載のとおりです。なお、申請地位置図は、9ページになります。地上権の使用収益権設定ですので、農地法第3条第2項但し書きの規定により、同項の許可判断要件を備える必要はなく、権利設定される農地及びその周辺の農地にかかる営農条件に支障を生ずる恐れがなく、かつ、当該農地における賃借人等の同意を得ていると認められる場合に限り許可されるものとされております。</p>

	<p>す。この周辺の農地にかかる営農条件に支障を生じる恐れがあるかどうかの判断については、5条許可の判断の際に確認することとなっておりますので、実質的には、賃借人等権利者の同意の有無のみを確認すれば足りることになります。これらを含めまして、書類審査を事務局において実施しましたところ、許可すべきものと思われまます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号5及び6について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。 事務局説明のとおり整理番号5及び6の許可については、営農型太陽光発電設備の農地転用許可と同時にを行うこととなっておりますので、第58号議案農地法第5条の規定による許可申請についてのうち、整理番号10及び11の許可申請に対し、県知事より許可書が交付された場合に限り同日付で許可することに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、整理番号5及び6については、原案のとおり決定いたしました。しかしながら、5条許可申請が不許可となった場合は、この3条許可申請も、5条不許可日と同日付で不許可といたします。 次に、第54号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第54号議案を説明いたしますので、議案書10ページをご覧ください。 第54号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。 計画内容については、11ページから22ページをご覧ください。今回の申請件数は、37件です。田36筆及び畑90筆の面積合計124,238.6㎡の利用権設定でございます。それらのうち、11ページの整理番号5から22ページの整理番号37までの33件については、農地中間管理事業として埼玉県農林公社が借主となり、出し手との利用権設定でございます。 次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合す</p>

	<p>ることが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、前原委員につきましては、利用権の設定をする者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第54号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第54号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第54号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。前原委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第55号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第55号議案を説明いたしますので、23ページをご覧ください。</p> <p>第55号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>配分計画につきましては、24ページから35ページまでをご覧ください。借受希望者の公募に応募した担い手の方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。賃借権の設定等を受ける土地が田35筆、畑83筆、面積合計で114,029.6㎡でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっております、それらの設定を受ける者は、記載のとおり33名となっております。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	次に、第56号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（期間）」を上程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	<p>第56号議案を説明いたしますので、36ページをご覧ください。</p> <p>第56号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（期間）を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画（案）に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画については、37ページをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が田5筆、畑5筆、面積合計で13,582㎡でございます。設定する権利は、すべて麦作期間の使用貸借となっております、それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	第56号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは、おはかりいたします。</p> <p>第56号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第56号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第57号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第57号議案を説明いたしますので、議案書38ページをご覧ください。</p> <p>第57号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、39ページをご覧ください。申請件数は4件で、太陽光発電施設用地1件、住宅敷地拡張用地1件、自己用住宅用地1件、農業用施設用地1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、39ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、太陽光発電施設設置工事です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、40ページをご覧ください。4-1については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、私から報告させていただきます。</p> <p>12月21日、倉林永次推進委員と現地確認をしました。40ページ、4-1の地図をご覧ください。主要地方道秩父児玉線から東に入った場所にあります。申請事由は太陽光発電施設用地です。先月も申請地の近くの申請がありました。周辺は太陽光発電施設があり問題ないかと思ひます。皆様の慎重審議をよろしくお願ひいたします。</p>

	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、39ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町塩谷地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、敷地拡張建設工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、清水茂則委員でございます。</p> <p>申請地は、41ページをご覧ください。4-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張建設工事であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。</p> <p>なお、当該申請地につきましては、昭和61年に物置設置用地として転用許可を受けましたが、物置の設置はせず、住宅への通路敷きとして使用している状況となっております。今般、当初の転用目的と異なっているため、農地法違反であることを認識したとのことでございます。申請人から始末書が提出され、当該土地を進入路及び駐車場として利用したく、住宅敷地拡張用地として、改めて農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのことでございます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、清水茂則委員の報告をお願いいたします。
清水茂則委員	<p>14番清水が報告します。12月20日、奥原推進委員と現地確認をしました。41ページ、4-2の地図をご覧ください。申請事由は住宅敷地拡張建設工事です。かなり前に許可になった場所なのですが、今回、改めて、その時とは違う内容で申請し、現状に合わせたいということです。隣接は住宅で、周辺農地には問題ないかと思ひます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、39ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、住宅建築工事です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、42ページをご覧ください。4-3については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>11番宮部よりご説明させていただきます。12月21日に田島推進委員と現地確認をしました。42ページ、4-3の地図をご覧ください。申請地は、児玉の〇〇〇〇から南に直線距離で300メートル、〇〇〇〇〇から東に300メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は自己用住宅用地です。用途地域は第1種住居地域です。</p> <p>地図のとおり住宅に囲まれた農地のため、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、39ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の田1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、農業用施設建設工事です。用途地域は、指定なしです。令和元年11月29日付けで、農振農用地区域から農業用施設用地として用途変更されています。地区担当は、茂木伸夫委員でございます。</p>

	<p>申請地は、43ページをご覧ください。4-4については、農用区域から農業用施設用地として用途変更されているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が農業用施設である米麦乾燥施設用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行令第4条第1項第2号イに規定する「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するもの」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、茂木伸夫委員の報告をお願いいたします。</p>
茂木伸夫委員	<p>4番茂木よりご説明させていただきます。12月20日に福島一推進委員と現地確認をしました。43ページ、4-4の地図をご覧ください。申請地は、本庄北部の土地改良地内ですが、先日、農振農用地から除外する許可が出た場所です。申請人は地元を代表する大規模農家で、米麦を中心に営んでおります。申請事由は農業用施設用地で、すぐ北側に申請人宅があります。</p> <p>農業用施設の申請のため、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第58号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第58号議案を説明いたしますので、議案書44ページをご覧ください。</p> <p>第58号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、45ページ及び46ページをご覧ください。申請件数は、11件で、その内訳は、所有権移転7件及び使用貸借権4件でございます。以上でございます。</p>

議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、45ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、資材置場及び駐車場用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、47ページをご覧ください。5-1については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、宮部委員の報告をお願いします。</p>
宮部委員	<p>11番宮部よりご説明させていただきます。12月21日に田島推進委員と現地確認をしました。47ページ、5-1の地図をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇〇の南側に位置しています。地図には入っていませんが、地図のすぐ北側に〇〇〇〇〇があります。</p> <p>申請事由は資材置場・駐車場用地です。申請地と道を挟んだ、すぐ南側に受人の会社があります。現在、会社の敷地内に資材などを置けていますが、手狭になったため、申請をしたということです。</p> <p>周辺は住宅も多く、それに伴い、駐車場なども増えていくと思ひます。周辺の農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんで、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2の説明を事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、45ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p>

	<p>申請地は、48ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
福田委員	<p>整理番号2について、16番福田が報告します。12月21日に清水文夫推進委員と現地確認をしました。48ページ、5-2の地図をご覧ください。申請事由は太陽光発電施設用地です。申請地の南側から山になっています。西側も太陽光発電施設となっています。周辺の農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号2番の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号3についてですが、次の整理番号4、5、及び6と受人が同一で、権利区分及び転用目的も同じであり、申請地についても隣接地であることから、整理番号3から整理番号6を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3から整理番号6までの4つの案件を一括で説明いたしますので、45ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、それぞれ記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑4筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、49ページをご覧ください。5-3から5-6までについては、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当</p>

	<p>する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3から整理番号6について、私から報告をいたします。12月21日倉林永次推進委員と現地確認をしました。49ページ、5-3、5-4、5-5、5-6の地図をご覧ください。申請地は、小山川と主要地方道秩父児玉線に挟まれた農地です。元々、小山川の砂利敷だったため、農地には適さない場所も多く、以前は、竹やぶの状態でした。周辺は、太陽光発電も多く、周辺の農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしく願いいたします。</p> <p>整理番号3から6について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3から6の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、45ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、住宅敷地拡張用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、50ページをご覧ください。5-7については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。</p> <p>なお、当該申請地につきましては、今般、渡人が申請地南側の所有地に自己用住宅の建設するにあたり、敷地を調査・測量したところ、受人の住宅が渡人の土地まで越境して建っていることが判明したとのことでございます。申請人から理由書が提出され、渡人の土地を分筆し、農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのことでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7について、宮部委員から報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>11番宮部から報告させていただきます。12月21日に田島推進委員と現地確認をしました。50ページ5-7の地図をご覧ください。50ページ5-7の地図をご覧ください。場所は4-3とほぼ同じ場所で、用途区域は</p>

	<p>第1種住居地域です。申請事由は住宅の敷地拡張です。権利区分は使用貸借権、受人、渡人は親子です。申請地の形が少し変わっていますが、申請地に住居が越境していて、現況に合わせて申請をしたということです。近隣は住宅に囲まれた農地で、転用に当たっては特に問題はないと思われま。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたしますので、46ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の田12筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、埋蔵文化財試掘のための一時転用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>当該申請地につきましては、受人が開発可能な土地であるか調査したところ埋蔵文化財の包蔵地内であることが判明したとのことです。現在、物流倉庫の建設を計画しており、事前に埋蔵文化財の試掘調査を行うため、一時借用の許可申請となったものです。</p> <p>申請地は、51ページをご覧ください。5-8については、埋蔵文化財試掘のための一時転用であり、一時転用については、農用地区域内農地であっても許可することができることとされております。また、一時転用は、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるときは、許可されることとなりますが、事業計画書に、試掘調査終了後、速やかに農地として利用できるように復元すると記載されており、その農地の復元性が認められることから、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号8について、私から報告します。12月21日、倉林永次推進委員と現地確認をしました。51ページ、5-8の地図をご覧ください。児玉地方道秩父児玉線と女堀川に挟まれた農地で、東側には、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇があります。申請人から、試掘工事の方法も聞きましたが、問題ないかと思いま。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>

	<p>整理番号8について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号9を説明いたしますので、46ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、塩原委員でございます。</p> <p>申請地は、52ページをご覧ください。5-9については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号9について、塩原委員から報告をお願いいたします。
塩原委員	<p>6番塩原から報告させていただきます。12月21日に戸塚推進委員と現地確認と聞き取り調査を行いました。52ページ、5-9の地図をご覧ください。場所は沼和田でも北になります。県道沼和田杉山線に接しております。申請事由は自己用住宅用地です。近隣は住宅が建ち並び、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号9について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号9の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号10についてですが、次の整理番号11と渡人が同一で、</p>

	<p>権利区分及び転用目的も同じであり、申請地についても隣接地であることから、整理番号10及び整理番号11を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>整理番号10及び整理番号11を一括で説明いたしますので、46ページをご覧ください。こちらの案件が、第53号議案の整理番号5及び整理番号6と同時に行う許可申請でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の田1筆及び畑4筆、面積は、記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。営農型一時転用として、転用期間は3年で、支柱165本分の総面積によるものです。用途地域は、指定なしです。地区担当は、吉田委員でございます。</p> <p>申請地は、53ページをご覧ください。5-10及び5-11については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」により、一時転用許可を行う場合には、農地法関係事務に係る処理基準及び運用通知の定めによるほか、次の6つの事項を確認することにより、一時転用が許可されることとなっております。</p> <p>1として、転用期間は、一定の条件を満たす場合は「10年以内」であるが、それ以外は、「3年以内」で、下部の農地における営農の適切な継続を前提とする営農型発電設備の支柱を立てることを転用の目的とすること。2として、簡易な構造で容易に撤去できる支柱とし、面積が必要最小限であること。3として、下部農地の適切な営農の継続が確実に認められること。4として、パネルの角度等が適切な設計となっていること。また、最低地上高が概ね2メートル以上で、農作物の栽培において効率的な農業機械等の利用が可能な高さが確保されていること。5として、周辺農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼす恐れがないと認められること。6として、支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があること。7として、電気事業者と転用事業者が電力系統の連携に係る契約を締結する見込みがあること。となっております。</p> <p>本案件は、これらの営農型太陽光発電施設用地の一時転用許可要件をすべて満たしているものと思われ、そのほか、処理基準や運用通知、一般基準に基づいて、申請書類を審査しましたが、不許可相当に該当する項目は、ないものと思われ。以上でございます。</p>

議長	整理番号10及び11について、吉田委員の報告をお願いいたします。
吉田委員	<p>15番吉田よりご説明させていただきます。12月21日に鈴木良美推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。53ページ 5-10、5-11の地図をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇〇から南の山間部に900メートル入った場所にあります。さらに南に向かうと〇〇〇があります。</p> <p>申請事由は営農型太陽光発電施設用地です。太陽光発電施設の下でも営農をするという申請で、今回、地権者は太陽光発電施設の下で、柵を作付け予定だそうです。現地は、山間部の入り口で、周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号10及び11について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>本庄市では、以前に秋山地区でも営農型太陽光の案件がありましたので、今回で2件目となります。</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号10及び11の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第59号議案「別段の面積について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第59号議案を説明いたしますので、54ページをご覧ください。</p> <p>第59号議案別段の面積について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会の適正な事務実施について、毎年、別段の面積の設定の必要性を検討することとなっているため、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について、次のとおりの決定を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>農地法第3条第2項第5号の別段の面積については、設定しないものとし、本庄市の区域の全部において、同号に規定する50アールを権利移動の下限面積とする内容でございます。理由といたしましては、2015農林業センサス「経営耕地面積規模別農家数」において、50アール未満の農地を耕作している農家数が、全農家数の15.2%であり、50アール未満の農地耕作農家数は低い割合でございます。下限面積を50アール未満に下げるとともに、小規模農家を増加させ、担い手への利用集積等に支障をきたすとともに、農地の細分化を招くおそれがあるものでございます。また、農地法第30条第1項の規定に基づいて実施した令和元年度農地利用状況調査の結果、市内</p>

	<p>の遊休農地率は、2.5%であり、農地法施行規則第17条第2項に規定する相当程度でないものでございます。以上の2点を理由として、別段の面積を設定しないものとするものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>第59号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第59号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第59号議案については、原案のとおり別段の面積を設定しないことに決定いたしました。</p> <p>次に、第60号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第60号議案を説明いたしますので、議案書55ページをご覧ください。</p> <p>第60号議案非農地証明について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地所有者から農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと非農地証明願が提出されたことに伴い、農地でないことを証明したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願について、別紙申請地が同項に規定する農地でないことを証明するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、56ページをご覧ください。提出件数は、1件でございます。</p> <p>先に、農地に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。</p> <p>農地とは、農地法第2条第1項により、耕作の目的に供される土地をいいますが、農地に該当するか否かの判断については、国（農林水産省）が、事務処理上の留意点等を示す技術的助言として、「農地法の運用について」を制定しております。その中の第4遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについての中で、農地法による利用状況調査や農水省の荒廃農地調査において、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判定した場合や、農地の所有者から農地に該当しないことの証明を依頼された場合は、農業委員会において農地に該当するか否かの判断を行う場合の条件等が示されております。</p> <p>農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では、耕起、整地ができない農地）であって、農業的利用</p>

	<p>を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは農地に該当しないものとしています。</p> <p>ひとつは、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、もうひとつが、それ以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合となっております。</p> <p>今回の案件は、農地の所有者から農地に該当しないことの証明願が提出されたことに伴い、これらの条件を鑑み、農業委員会において農地に該当するか否かの判断を行うものでございます。</p> <p>引き続き、整理番号1を説明いたしますので、56ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町河内地内の畑1筆で、面積は記載のとおりです。地区担当は、坂本委員でございます。</p> <p>申請地は、57ページをご覧ください。当該申請地につきましては、農業振興地域内の農地ではなく、長い間耕作されておらず、東側の山林と一体化している状況であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、坂本委員の報告をお願いいたします。
坂本委員	<p>17番坂本が報告いたします。12月22日、木村推進委員と、倉林正推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。57ページの地図をご覧ください。主要地方道秩父児玉線がありますが、この道をもう少し南に向かうと皆野になります。地図の等高線でも分かると思いますが、山間部です。</p> <p>また、申請地は山のふもとだけでなく、川沿いにあり、大雨で川に生えた竹が倒れ進入路もない状態です。</p> <p>隣接の山林と一体化となっており、非農地証明を出すことに問題ないかと思ひます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、おはかりいたします。整理番号1の非農地証明について、農地でないことを証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし、の声）</p> <p>ご異議ございませんので、農地でないことを証明することに決しました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第56号を事務局よりお願ひします。</p>
事務局長	報告第56号を説明いたしますので、議案書58ページをご覧ください。

	<p>報告第56号農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、農地法第3条第1項第13号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、59ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が間に入り、農地売買等事業の実施により農地の権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより農業委員会の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第57号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第57号を説明いたしますので、議案書60ページをご覧ください。</p> <p>報告第57号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、61ページをご覧ください。専決処分件数は2件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第58号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第58号を説明いたしますので、議案書62ページをご覧ください。</p> <p>報告第58号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、63ページをご覧ください。専決処分件数は、3件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第59号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第59号を説明いたしますので、議案書64ページをご覧ください。</p> <p>報告第59号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。</p>

	<p>本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、65ページから67ページをご覧ください。専決処分件数は、15件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第60号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第60号を説明いたしますので、議案書68ページをご覧ください。</p> <p>報告第60号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>報告書の提出件数は、2件で、その報告書が69ページから73ページのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第61号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第61号を説明いたしますので、議案書74ページをご覧ください。</p> <p>報告第61号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>賃貸借契約合意解約通知書を受領件数は、10件です。その通知内容は、75ページ及び76ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p>

	<p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。 ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 次に、議事日程 5 事務局連絡事項に移ります。 (事務局説明) 以上をもちまして、令和元年第 1 2 回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れ様でございました。</p>

令和元年第12回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和元年12月25日(水)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後3時					
閉会時刻	午後5時					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	欠席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席	○		奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席	○	秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	出席				齊藤 勇

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事補	小林 祥平
環境産業課産業係主事	今井 蘭

書記

農地係長 飯島 崇